

第6章 ごみ処理基本計画の策定

1 基本理念及び基本方針

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、
身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

本計画で設定した目標を達成するため、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)の3R等に関する方策に取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進します。

(2) 中間処理施設の整備、管理運営

社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なおみ処理を行うため、④熱回収(サーマルリサイクル)等を含め、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

(3) 適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設における、ごみの種類や処理方法に応じた適正処理や、最終処分場における、⑤適正処分を実施し、環境負荷の低減に取り組みます。

(4) 収集・運搬体制の整備

「車両」による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制の整備を進め、「廃棄物運搬用パイプライン」による収集は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めます。

(5) 市民・事業者・市(行政)の協働

市民・事業者・市(行政)がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築します。

第4章 課題の整理

1 排出抑制、減量化・再資源化

本市のごみ排出量は全国の実績値と比較して多く、リサイクル率は低い割合となっています。

また、「スリム・リサイクル宣言の店」等を含め、ごみの減量化・再資源化方策のより一層の周知・啓発及びごみ処理等に関する情報提供の工夫等が、本市の課題となっています。

(1) 市民

ア 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、方策の推進により平成 12 年度から順調に減量していましたが、平成 22 年度からは削減率もほぼ横ばいで推移している（37 ページ参照）ため、現行方策の拡充や新規方策を推進し、減量化を図る必要があります。

イ 12 分別の不徹底

12 分別を徹底できている市民の割合が約 60%に留まっており（9 ページ参照）、12 分別の不徹底により資源ごみの一部が焼却処理されていることから、分別の徹底を推進する必要があります。

ウ 食品ロスの発生

本来食べられるはずの食品が大量に廃棄されているため、これら食品ロスを削減する必要があります。

(2) 事業者

ア 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、事業所数が増加傾向にあるものの、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制による効果が確認できる（38 ページ参照）ため、現行方策の拡充や新規方策を推進し、更なる減量化を図る必要があります。

イ ごみの排出者責任

ごみの減量を意識し、環境に配慮した事業活動を実践することが求められるため、従業者一人ひとりの意識改革のための従業者教育等の取組が必要です。

(3) 市（行政）

ア 再生資源集団回収制度の周知・啓発不足

再生資源集団回収制度に関する市民の認知不足解消や、賃貸住宅居住者の参加割合の向上（14 ページ参照）を図る必要があります。

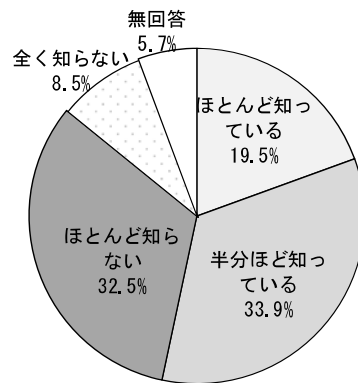
イ 「スリム・リサイクル宣言の店」の周知・啓発不足

「スリム・リサイクル宣言の店」の登録店舗数が平成 28 年 10 月末時点で 81 店舗と伸び悩んでいるため、更なる周知・啓発の必要があります。

ウ その他ごみの減量化・再資源化方策の周知・啓発不足

図表 4-1 処理区分別のごみの種類
(市民アンケート結果)

本市で実施しているごみの減量化・再資源化方策について、ほとんど知っている市民の割合が約 20%と低いため、更なる周知・啓発の必要があります。

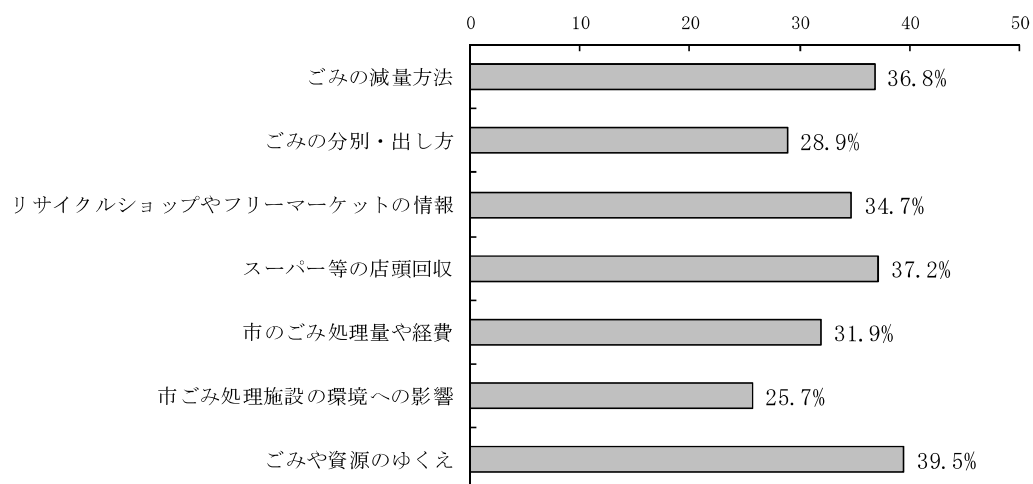


n=1,074

エ ごみ処理等に関する情報提供不足

ごみ処理等に関する市民の関心が高く、ごみの減量化・再資源化を推進するためにも、情報提供を工夫する必要があります。

図表 4-2 市民の求める情報 (市民アンケート結果)



2 分別区分及び収集・運搬

現在の分別区分では、プラスチック製容器包装は燃やすごみとして収集し、資源化していません。

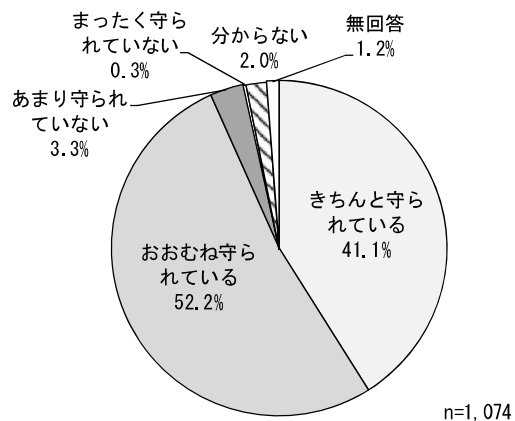
また、本市のパイプライン施設は、老朽化による損傷が顕著となっており、維持管理費に加え補修費によるコスト増等が本市の課題となっています。

(1) 市民

ア 家庭ごみステーション（パイプライン含む。）のごみ出しルールの不徹底

ごみ出しルールを徹底できている市民の割合が約 41%に留まっているため、更なる周知・啓発の必要があります。

図表 4-3 家庭ごみステーション利用状況
(市民アンケート結果)



(2) 事業者

ア 事業系ごみのパイプライン投入口等への排出実態

事業系ごみの家庭ごみステーション（12 ページ参照）や、パイプライン投入口への排出が目撃情報等により確認されているため、事業系ごみの不法投棄を防止する必要があります。

(3) 市（行政）

ア プラスチック製容器包装の分別収集の未実施

リサイクル率の向上、温室効果ガスの削減及び「容器包装リサイクル法」の完全準拠に向けて、プラスチック製容器包装の分別収集を検討する必要があります。

イ 事前予約なしでの処理センターへの持ち込み

平成 26 年 10 月から持ち込みごみの予約制を実施していますが、未だ事前予約なしでの持ち込みがあるため、持ち込み時の事前予約の徹底を周知する必要があります。

3 中間処理

本市の焼却施設及び資源化施設は、老朽化が進行しています。

安定した処理を継続的に行っていくためには、既存施設の延命化、建替え、広域化についての検討が必要です。

(1) 焼却施設

本市の焼却施設は、延命のための改修工事（平成 21～26 年度に実施）により、平成 32 年度までの運用を計画していますが、改修工事後も経年に伴う老朽化が進んでおり、現状の焼却施設での焼却処理を継続することが困難と考えられます。

また、近年整備されているごみ焼却施設は、焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを施設内の利用のみならず、発電や周辺施設への温水供給等に利用（サーマルリサイクル）することが一般的となっていますが、本市の焼却施設では、温水や温風による施設内での利用に留まっており、ほとんどの熱エネルギーを大気に放出しています。

そのため、老朽化への対応や熱エネルギーの有効利用を踏まえた、次期焼却施設整備の方向性を検討する必要があります。

(2) 資源化施設

資源化施設についても、焼却施設と同様に老朽化が顕著となっているため、次期焼却施設整備と併せて、次期資源化施設整備を検討する必要があります。

4 最終処分

最終処分は、今後も焼却施設から排出される焼却灰・バグ灰を大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分しますが、最終処分場の残余年数や埋立処分費の上昇も考慮して、減量化・再資源化による最終処分量の削減が必要です。

(1) 大阪湾フェニックス事業

大阪湾フェニックスセンターで受け入れている廃棄物は、「一般廃棄物」、「公共産業廃棄物（上下水汚泥）」、「民間産業廃棄物」及び「災害廃棄物」です。

埋立処分場 4 箇所のうち、尼崎沖及び泉大津沖の埋立処分場の管理型は、受入れを終了しており、計画では平成 30 年度に埋立完了となっています。

一方、神戸沖及び大阪沖埋立処分場は、平成 24 年に産業廃棄物用の処分容量が不足したことから、余裕のある一般廃棄物用の処分枠を転用し、平成 33 年度に埋立完了予定の計画を平成 39 年度まで 6 年間の延命化を図っています。（平成 24 年 3 月計画変更）

しかしながら、次期埋立処分場整備の方向性や必要性の整理及び新たな事業スキーム等について、関係府県、市町村及び港湾管理者で構成する「大阪湾広域処理場整備促進協議会」において検討、協議を行い、次期処分場整備計画を策定する必要があります。